

第1号様式（第4条関係）

令和2年3月6日

立川市議会議長 様

会派名 緑たちかわ
質問者 山本洋輔

文 書 質 問 書

立川市議会文書質問取扱要領第4条の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出いたします。

1 質問項目及び内容

(1) 医療的ケア児の支援について

- ① 立川市における医療的ケア児の現状について
- ② 保育所、学童保育での受け入れについて
医療的ケア児の保育・学童保育の受入体制の現状について教えてください。
- ③ 今後の支援の方向性について

(2) エンディングサポート（終活支援）について

- ① 立川市における現状の取組について
- ② エンディングノートについて
- ③ 身寄りのない方や生活等へのサポートについて

(3) 若者の投票率向上に向けた取組について

- ① 現状の投票率について
- ② 主権者教育について
- ③ 期日前投票について
- ④ 選挙コンシェルジュについて

2 質問の趣旨及び理由

(1) 医療的ケア児の支援について

① 立川市における医療的ケア児の現状について

医療的ケア児に対する昨今の認識について教えてください。現状としてどのような支援がされているのでしょうか。立川市内における医療的ケア児の人数等は把握していますでしょうか。現状について教えていただければと存じます。

また、今年度から関係分野の有識者等で構成する関係者会議を設置し、必要な支援について情報交換等を行っているということでした。関係者会議ではどのようなことをしているのでしょうか。

② 保育所、学童保育での受け入れについて

医療的ケア児の保育・学童保育の受入体制の現状について教えてください。

③ 今後の支援の方向性について

今後の関係会議や支援の方向性について教えてください。

(2) エンディングサポート（終活支援）について

① 立川市における現状の取組について

本市における終活についての市民のニーズについて認識を教えてください。また、現状としてお墓やお葬式の相談等は受け付けているのでしょうか。

② エンディングノートについて

ご自身の終末における希望を記録しておく媒体としてエンディングノートが挙げられます。エンディングノートの配布などされておりますでしょうか。

③ 今後の支援の方向性について

特に生活保護利用者や生活困窮者は身寄りがない場合も多く、ご自身の終末について不安を抱いている人も少なからずいると思います。現状として、生活保護の一つに葬祭扶助がありますが、その件数の傾向についてお示し下さい。生活保護利用者の方で墓地や葬儀等に関する相談は寄せられておりますでしょうか。また、エンディングに関してケースワーカーからお声掛けすることはあるのでしょうか。今後増えていくであろう身寄りのない高齢者に対して、エンディングのサポート体制を検討いただくよう要望いたします。

(3) 若者の投票率向上に向けた取組について

① 現状の投票率について

直近の選挙(市長選)の年代別(10代、20~39歳、40~59歳、60歳以上)の投票率、及びそれに対する認識をお示し下さい。投票率向上においては候補者の過去の実績や公約などを比較するためにも過去の選挙公報を参照することもあるかと思います。選挙公報の公開、インターネットでの公開の時期等について教えてください。また、過去の選挙における選挙公報等は現在、公開されていますでしょうか。もし公開されていなければ、今後は選挙終了後もホームページ等に選挙公報を残すことを要望いたします。

② 主権者教育について

現状の主権者教育について、どのようなことをしているのかお示し下さい。今後、何か予定している取組等があれば教えて下さい。

③ 期日前投票について

投票率を向上させるには、期日前投票の促進も重要です。現在、期日前投票の場所は何カ所か、教えてください。また、期日前投票所を商業施設内において設置するなど検討していただくよう、要望いたします。

④ 選挙コンシェルジュについて

若い人達が主体となって選挙コンシェルジュと呼ばれる、投票の啓発活動などを実施する自治体が増えています。このように行政主導ではなく、市民主体での取組を立川市でも検討していただくことを要望します。

3 回答を求める者

立川市長

文書質問回答書 山本 洋輔議員

1. 医療的ケア児の支援について

①立川市における医療的ケア児の現状について

医療的ケア児につきましては、医療の発達に伴い、出生時に疾患や障害があり、これまでであれば命を落としていた乳児を救うことができるようになり、その結果として、生きるために医療的デバイスを必要とする子ども、すなわち医療的ケア児が増えている現状がございます。こうした中で国は、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定し、本市においても今年度から関係者会議を開催しているところでございます。

現在、アンケートを作成し、医療機関の協力をいただき、調査を実施しているところですが、現在のところ、市内には24名の方から回答を得ているところです。

支援につきましては、対象児の退院にあたって、地区担当の保健師等が地域の社会的資源や地域の子育て情報、あるいは市役所の窓口等を、それぞれの状況に応じてつなげるなど、ご家庭の状況を踏まえ、様々な機関が行っているところと認識しております。

②保育所、学童保育での受け入れについて

医療的ケア児の保育体制につきましては、本市では受け入れのために指定した園はなく、受け入れ可能な基準等についても定めておりません。これまで個別のご相談により可能な限り対応してまいりました。本年度は5名の医療的ケア児が在園しております。

入園に際しては、お子さんの状況を丁寧に聞き取り、園で集団生活を送ることに関する医師の情報提供などに基づき、職員体制や医療的ケアの内容の職員研修など、受け入れ態勢を整えた上で、時には保護者の協力も得ながら、受け入れを行っております。

学童保育所における医療に関する対応は、投薬では副作用がなく安定した与薬が可能で、医師の指示書がある場合や、アナフィラキシーがあらわれた時のエピペン使用などに限られております。痰の吸引や人工呼吸器の管理等の医療的ケアには対応しておりません。

③今後の支援の方向性について

令和2年度は、今年度と同じメンバーで、会議を開催していく予定で、今年度実施しましたアンケートを分析し、支援策について話し合っていく予定です。また、先進事例などの研修会を行い、医療的ケア児の方の今後の支援に役立つよう、努めてまいりたいと考えております。

2. エンディングサポート（終活支援）について

①立川市における現状の取組について

エンディングサポート（終活支援）についてですが、本市では、安心して毎日を過ごしていただくために、納得いくようなエンディングの準備を、お元気なうちに備えていただくことが大切であるとの認識をもっております。

エンディングサポートについての取組ですが、「身寄りのない方がエンディングに備える」と題して、ホームページに掲載し、ご葬儀や納骨、住居や遺留品等のことについて、エンディングノートに記録して親しい人に知ってもらったり、目立つ場所に置く等の呼びかけ

をしております。

エンディングサポートにおける今年度の取組は、地域包括支援センターが企画した市民向け看取り支援事業講演会を17回開催した際に、参加者へエンディングノートを配布し活用方法について周知啓発を行うとともに、自ら備える呼びかけを行いました。

②エンディングノートについて

エンディングノートとは、人生の終末期に死に備えて自身の希望を書き留めておくノートです。亡くなつたあとに連絡してほしい人、大切な物のありか、希望すること等を書き留め、目立つ場所に置いておきます。正式な遺言状のような効力はありませんが、周囲の方にとって助かる記録です。書店でも販売していますし、普通のノートに記録してもよいもので、市民向け看取り支援事業講演会の参加者に配布いたしました。

③身寄りのない方や生活等へのサポートについて

身寄りのない生活保護受給者から、ご自身のお葬式やお墓の相談を受けることは、あまり多くありませんが、相談を受けた場合には、葬祭扶助の説明や、市内にある無縁墓地への納骨になること等についてお伝えしております。

エンディングに関して、ケースワーカーから生活保護受給者に対してご案内することは通常ありませんが、生活保護受給者からご相談があった場合には、エンディングノートのご案内など、生活保護受給者の状況に応じた必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

葬祭扶助の利用件数は増加傾向にあります。

3. 若者の投票率向上に向けた取組について

①現状の投票率について

昨年9月1日に行われました立川市長選挙における投票率は、10代が23.30%、20歳～39歳が19.49%、40歳～59歳が33.95%、60歳以上が48.14%、全体で34.74%でございました。

投票率は、選挙の争点や候補者の数、更には選挙当日の天候など様々な要因が複合的に影響すると考えられ、その要因を明らかにすることは難しく、近年、低投票率が続いていることは、大変残念な状況です。

選挙公報は、立候補受付終了後に作成し、有権者に全戸配布するとともに、市のホームページには、同じタイミングで掲載しております。

なお、選挙終了後は、一定期間経過後に削除しており、選挙後のホームページ掲載につきましては、他市の事例を参考に検討してまいります。

②主権者教育について

学校では、社会で起きている出来事について自ら考え、主体的に行動し、主権者としての自覚を育む授業を、社会科を中心として行っています。

例えば、小学校の社会科では、市町村による公共施設の整備、租税の役割、中学校の社会科では、民主政治の仕組みや住民の権利、選挙など国民の政治参加の重要性について学習しております。また、立川市民科の取組は、まちの担い手としての基礎づくりにつながる重要な学習の機会となっているものと考えております。

啓発ポスターの募集や選挙学習用冊子の配布、新有権者への啓発はがきの送付、成人式でのチラシの配布は、引き続き取り組みを継続させてまいります。

高等学校への出前授業につきましては、学校側の授業のカリキュラムもあり、難しい状況ですが、定期的に実施できるよう努めてまいります。

主権者教育の拡充については、本市の特徴的な取組である「地域を知り、関わり、貢献する」という立川市民科の学習が、主体的にまちづくりに参画する基礎となり、主権者教育につながるものと考えております。そこで、立川市民科をテーマに、教育力向上推進モデル校を令和2年度に指定し、3年間の研究を行うこととしており、その実践や成果を全校で共有し、主権者教育としての立川市民科を充実していきたいと考えています。

③期日前投票について

現在、期日前投票所は、立川市役所と窓口サービスセンターの2か所でございます。

期日前投票所の場所につきましては、急な選挙にも対応できる施設の確保が必要であり、現状では市内の商業施設は難しいと考えております。

本市の場合は、JR立川駅に隣接する窓口サービスセンターで期日前投票を行っており、一定の利便性は確保できているものと認識しておりますが、引き続き、期日前投票所の増設について検討してまいります。

④選挙コンシェルジュについて

選挙コンシェルジュのような先進的な取り組みを行っている自治体があることは承知しております。

先ずは、本市と協定を締結している大学と連携した取り組みができるか検討しており、次回の選挙から、期日前投票所の立会人事務を担ってもらうよう現在交渉中でございます。大学で選挙立会人を募集することで、選挙の周知・啓発につながり、実際に選挙立会人を経験することで、選挙の重要性を理解もらえるものと考えております。

選挙コンシェルジュにつきましては、今後も他市の状況を注視してまいります。